

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>（業務管理体制の整備） 第七十条の二 「略」 「2～5 略」</p> <p>6 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等（取引所金融商品市場における有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引（当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会又は立会によらないものに限る。）又はこれらの取引の委託の取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）であつて社内取引システム（当該金融商品取引業者等その他の者が、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として、当該有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引の価格その他の取引の条件の決定又はこれに類似する行為を行うものをいい、令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムを除く。以下この項及び第百五十八条第五項において同じ。）を使用して行うものを業として行う者に限る。）が整備しなければならない業務管理体制は、第一項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。</p> <p>一 その使用する社内取引システム（当該金融商品取引業者等が開</p>	<p>（業務管理体制の整備） 第七十条の二 「同上」 「2～5 同上」 「項を加える。」</p>

設するものを除く。)の運営の状況を把握するための措置がとられていること。

二 その使用する社内取引システムに関し、顧客に対して、次に掲げる事項について、当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う目的を踏まえた適切な説明を行うための措置がとられていること。

イ 当該社内取引システムを使用する場合の条件

ロ 当該社内取引システムを開設する者、取引の条件の決定に参加できる者、取引の条件の決定方法その他の当該社内取引システムの運営に関する情報

(注文伝票)

第百五十八条 「略」

〔2〕4 略〕

5|| 第一項及び第三項の規定によるもののほか、社内取引システムを使用して行う第七十条の二第六項に規定する取次ぎ(取引所金融商品市場等(取引所金融商品市場又は令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。第三号において同じ。))における価格(価格に相当する事項を含む。以下この項において同じ。))と比較して当該価格と同一又はそれよりも有利な価格で行うことを主たる目的としないものを除く。)に関する第一項の注文伝票には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該社内取引システムの名称

(注文伝票)

第百五十八条 「同上」

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

- 二 当該社内取引システムにおいて決定された価格及びその時刻
 - 三 当該社内取引システムの使用に際して比較した取引所金融商品市場等及び社内取引システムにおける価格並びにその時刻
- 6||
- 第二項及び第三項の規定によるもののほか、前項に規定する取次ぎに関する第一項の注文伝票は、当該取次ぎに関するものであることが判別できるようにしなければならない。

「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。